平成２８年（フ）第３８７号
大阪府貝塚市小瀬548番地５
債務者　藤原　　一
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　武宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
大阪府泉大津市池浦町２丁目12番12号
債務者　髙寺　真理
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末井　　太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地495番地
小森辰男方
債務者　井道　悦子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第３６号
佐賀県唐津市妙見町7182番地18
債務者　久我　建夫
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野建三郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２２２号
熊本県合志市御代志1484番地１
債務者　**徳**永　和代
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　秀規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月10日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６８９号
大阪市鶴見区緑１丁目15番32号　プレアール鶴見緑地102号、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作北町60番11号
債務者　上田歯科医院こと　上田　豊秀
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　晃子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４８５号
神戸市東灘区御影本町１丁目８番19号
債務者　青木　孝司
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神原　　浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５６２号
大阪府吹田市山田東１丁目18番10号　(307)
債務者　松元　謙始
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６４９号
大阪府吹田市千里丘中33番806号
債務者　黄前　　彰
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　隼平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５７号
北海道三笠市幾春別中島町288番地
債務者　諏訪　勇一
１　決定年月日時　平成28年９月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１８９号
岩手県奥州市江刺区伊手字下浅倉44番地２
債務者　吉田　謙一
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１８号
岩手県滝沢市巣子741番地32
債務者　角掛　義和
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２２２号
盛岡市津志田西１丁目１番３号
債務者　佐々木祥子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２２７号
盛岡市南仙北１丁目19番25号
債務者　山本　　栞
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２３４号
盛岡市館向町37番15号　コットンステート館向205号
債務者　堀江夏代子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２１１号
愛知県江南市藤ケ丘１丁目１番地１　江南団地７棟401号
債務者　鈴木　徳子（旧姓筧）
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３１号
奈良県桜井市大字谷159番地の１　206号
債務者　阪田　素弘
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１５２号
香川県高松市円座町892番地７
債務者　内田　早希
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係